

歴史に学び、今何をなすべきか

政 平 智 春

「部落史に学ぶ」というテーマをいたしましたが、「部落史に学ぶ」ということと、私が表題にしておりま
す「歴史に学ぶ」というこのことについて、やはり少し
考えておかなければならぬのではないかと思うわけで
す。「部落史に学ぶ」ということを、ずいぶん今までの
運動の中で言わせてきました。そして今でもずいぶんそ
ういうことがあるんですけれども、部落史というものは、
一体何だろうか。部落史という独自の歴史があるんだろ
うかと考えてきますと、実はないんです。

歴史というのは、常に一つのものだと私は考えている
ところなんです。その歴史の中において、たとえば部落
が、どのような位置に置かれて来たのか、どのような位
置に立っていたのか。常に全体と部落との相対的な関係

というものを明らかにするということが、私は歴史に学
ぶ本当の意味だらうと思うわけです。

常に部落が何をやって来たのか、何をやらされて来た
のか。こういうことを研究のテーマにすることが多いわ
けでありますけれども、何をやって来たか、何をやらさ
れて来たかは、常に相手があつたことなんです。逆に言
えれば、封建支配構造の中で、部落がどのようにおし込め
られていたかという支配者からの見方もできるわけです。
その相対的な関係をきちんと明らかにしておかなければ、
今、私たちが取り組んでいる部落解放運動というものが、
まさに部落だけの運動と言いますか、悪い意味での部落
第一主義になってしまう。部落だけ良くなればというこ
とです。ありえないことですけれども、部落だけ良くな

れば、それでおしまい。

実は、そのありえないことが、運動の中で、今あると
いうことに、私は非常に大きな懸念を持っているものの
一人であります。と言いますのも、今の地対協路線がござ
りますけれども、この地対協路線の中で、中央本部が
ずいぶん変質をしたというふうに私たちは県連の運動と
して、批判を展開しておりますが、その変質の基本とな
るものには何かというと、やはり部落第一主義の変形だと
いうふうに考えております。

と言いますのも、なんとか「部落解放基本法」を作つ
てほしい。なんとかできないだろうか、このような思い
が、実は選択肢を、実際は選択肢はないんですけれども、
選択肢を自ら狭めてしまって、ある意味では権力に媚び
を賣ることによって、それでなんとかしてもらえるので
はなかろうか。これは一九九三年の一月一七日、一八
日から、一二月の初めにかけての中央本部の激震と言い
ますか、そのようなものに襲われて、衆議院議員におけ
る小選挙区比例代表並立制に賛成をしてくれないか。こ
のような忠告と言いますか、意見を当時の上杉委員長が、

当時の書記長であった小森代議士に対して伝えてきたの
です。その半年前、七月に総選挙があり、自民党が少
数に転落をいたしまして、細川連立内閣が成立したこと
は、まだ記憶に新しいところだと思いますが。この時
の最初の部落解放同盟の細川内閣に対する評価というも
のは、当時の社会党が入って、民衆のためになる政権で
あるという、こういう評価をしたんです。

しかし、私たちは、とてもそういうふうに言える状態
ではないし、仮にそうであつたとしても、その時点で、
そういう評価をすることは、時期尚早である。じっくり
と、この細川連立内閣の本質を見極めた上で評価を出す
ということにしなければ、非常に危険であるというふう
に主張をしたところです。九三年の九月の中央委員会が
あつたわけでありますけれども、その時に、そういう考
え方を出しました。

さらにそのあとの全国研究集会が、名古屋で開かれま
した。一〇月の初めだったと思いますけれども。この全
国研究集会が開かれた時も、上杉委員長は、細川内閣に
対して、過大な評価を与えていくことがあります
ありますけれども、その二人が、いわゆる階級というも
のはもう古いんだ。身分と階級の統一的把握という考え方
方は古いんだ。部落問題は階級ではない。そして歴史を
見る見方も、階級史観というのは古いのであって、階級

史観というのは、実はもうなくて、今我々が立つべきところは人類史観だ。このように言ったのを、私は今でも鮮明に覚えているところなんです。

そこで人類史観という言葉を聞きまして、なんと変なことを言うようになつたなというふうに思つたんです。人類史観というのをどのように解釈をしてみても、部落を解放するということにはつながつた論理にはなりません。

要するに、今までの歴史というものは、常に時の支配者が被支配者を搾取し、そして抑圧をしてきたという歴史であります。これはもう間違いない歴史です。今でも

そうであります。そのような歴史に対する基本確認といふものを放棄して、人類史観という曖昧な概念で主張することは、結局、これから行き着く先というものが、今ままでもしくはもつと悪くなつてしまつ結果になります。

かつて私に年賀状をくれた人が、「五〇年前を忘れる人は、五〇年先を語ることはできない」と書いていました。これは名言だと思いますけれども。これは第二次世界大戦で日本が引きこした戦争のことを忘れたのでは、将来また、侵略ということになつてしまつという、こういうことを述べた言葉であつたわけであります。歴史を

誰の立場で、どういう視点で見ていくのか。この視点に立つて、私たちは歴史を見なければならぬということにつきると思います。

これは皮肉にも、実は中央本部が迷つてくれた、迷つた問題の提起の仕方をしてくれたことによって、そのアンチテーゼとして、私たちが本気に歴史を学ばなければいけない。こういう思いにさせてくれたことによって、今、申し上げましたようなことが、ずいぶん私たちのためになり、勉強になった。ここを自信を持って、今後も進めていこうということに、今、現在なつてていると思います。

さて、最初に書いてあります、ものの見方、考え方とすることでございますが。これは歴史だけではなくて、今日の社会も、自然界も、あらゆるものを見ていく上における、基本的な考え方だと私は受け止めて、今日まで、これを土台としながら考へることにしております。第一、第二、第三という順番をつけておりますけれども、これは決して順番があるものではありません。相互に関連しあつてあるということを、私たちがふまえておかなければならぬわけであります。一番、二番、三番というものが、あるわけではないんです。

さて、第一番目に述べています、「全体と部分の統一

的な把握」ということです。これは全体の中に個がどの位置にあるか。全体の中の個がどの位置にあるか。個というものは、全て個でありますから、個の習性によって全体というものが形成されているということもございましょうし、その全体の中における個というものの位置、部落がどの位置にあるか。そして今の労働組合という立場が、今の日本社会のどの位置にあるのか。そして天皇がどの位置にあるか。このようなことを明確にしながら、ものを見ていかなければ、最も抑圧されたような人々が、天皇陛下万歳と言わざるをえないような社会に突入してしまうと私は思います。

そういうことを指摘したことの言葉としてよく使われるのが、「木を見て森を見ざるのたぐい」というのがございます。山の中の一本の木を見て、全体を評価することの間違い。一本だけが素晴らしい木であっても、他の木が、まだ幼い雑木のようなものであっては、その山が素晴らしいということにはならないわけでありますから、やはり全体と個というものを統一的に把握をして見ると、いう見方というものが、非常に大事であるということです。

それからものごとは、必ず変化をするということ。この変化を通して見るということは、近代市民社会の中に

おける私たちの考え方の、最も科学的な考え方だというふうに言うことができると思います。

同和教育においても、全ての子どもの進路を保障するということがございますけれども、この全ての子どもの進路を保障するということは、全ての子どもを見続けていなければできません。一人一人をきちんと明確に見続けるということでなければならぬわけです。その子どもも一人一人を、たとえば何か問題行動を起こすと、あの子は、こういう子どもなんだということで、レッテルを張つたとしますと、それ以後のその子どもたちに対する見方というものが固定化してしまって、なんの取り組みも行おうという意欲が湧かないんです。取り組む側に、意欲が湧かない。そんなものは放置しておけ。こういうことになるわけです。

近世封建幕府時代における仕組みの特徴は何かと言いますと、固定化するということです。それはなぜかと言いますと、一定程度固定化された生産力という経済的土台しかなかったからなんです。ですから米というのはせいぜい、今、一反あたり、いくらできるかと言つたら、だいたい八俵から九俵ぐらいだと思うんです。一反で一〇俵も二〇俵も三〇俵も取れるわけがないんです。それは生産力が固定化しているということなんです。まして

や近世封建幕府時代のように、農業技術も、今から比べれば、非常に水準の低かった時代というのは、恐らく五俵程度ではないかというふうに思つてゐます。これはもう去年も一昨年も、また来年もさ来年も、田んぼを耕して米を穫るという生産力というのは、ほとんど変わらないです。だからその生産力に照應した上部構造、固定的な生産力、その固定的な富を維持するための社会構造といふのは、当然固定的にならざるを得ないわけです。

ですからそこに必然的に階級を固定化するという身分といふものが必要となつてくるのです。ですから物の見方といふのは、必ず変化の相で捉えない限り、発展を阻害してしまう。近世封建幕府時代といふのは、その変化を抑えるための身分階層構造を作つたのです。ですから動くものを動かないようにするわけですから、非常に無理があるんです。その無理をするために、民衆をしばりつけるという制度を作つたのが、今申しました身分階層構造と言われるものなんです。

封建体制を支える背景は何かと言つと、暴力です。ですから、暴力は時によつては、人の命を平然と奪うといふものでありますから、ものごとを固定的に考えるといふことは、行き着く先は人の死、人間の命を奪うという、そのようなものだと思います。ですから、市民社会に生

きる私たちが相互に人権を認め合うということは、その変化、違いを認め合うことだと思います。変化を見て取るということが、大事だと思います。

そして、もう一つは、相互浸透作用というふうに言われるものです。万物の存在は相互に影響しあうものとして見なければならないということです。一方が一方に対し、一方的に影響を与えて続けるということはあり得ないのです。月と地球の関係で、月が地球のまわりを回っているというふうに言いますけれども、逆に月の引力によって、地球のバランスが保たれているということも言えるんです。太陽と地球の関係でもそうです。確かに太陽の引力が強いわけですけれども、地球の引力がなかつたら、太陽とのバランスがとれないんです。ですからこの軌道を外れずに、太陽の回りを三六五日と四時間いくらかけて一周するということが成り立つてゐるんです。地球の引力がなくなつたら、恐らく太陽とのバランスが崩れるわけですから、飛び出て行くでしょう。地球が飛び出て行くと、それはどうなつていくと言つと、太陽系のバランスがバラバラになるわけです。相互に影響しあつてゐるのです。

人間社会でもそうです。おとなと子ども。支配者と被支配者。そして使用者と働くもの、労働者。これは全て

相互に影響しあっているわけです。

この影響しあっているのを、今まで私たちもそうでありますけれども、多くの人々が、ややもすると、その部分しか強調しなかったという、不十分な伝え方をすることによって、子どもたちに間違った、それこそ間違った影響を与えたのが、「士農工商えた非人」という六階制身分の伝え方なんです。「士農工商えた非人」という六階制身分を、何の説明もしないまま、それだけで伝えれば、まさに武士が百姓を支配し、百姓はその苦しみから逃れるために、上見て暮らす下見て暮らせと、えた身分を見て、自分を慰めたんだという、これだけで終わってしまう。終わっているかどうかということを検証するのは、今県内で、特に南部協の中で、九七年に、高等学校、中学校で七件の差別事件が起きました。そのうちの四件は子どもたちが発言したもののです。

発言の内容は、全て「えた非人」というものを、一番低位なものとしてインプットした中から発言されたものです。

部落が一方的に差別をされたという、低位、劣悪というイメージしかないわけでありますから、当然、子どもたちは、そういう使い方をします。そういう使い方をしてしまうような教え方をしているわけであります。まさ

に、この相互浸透作用という考え方を持たずに伝えていくわけです。

本来、「士農工商えた非人」の関係というものは、武士と百姓、百姓とえた、えたと武士、えたと百姓との関係。相互にお互い、どのように影響しあってきたのか。どのように影響されあって来たのか、させられて来たのか。そのところが明確にならないと、社会の仕組みといふものが理解できない。そのところを、やはりきちんと今後、歴史を学ぶ上において、土台として考えなければならないと、今思つているところであります。

さて、歴史ということについて、限定して参りたいと思います。「なぜ歴史を学ぶ、歴史に学ぶ」かです。歴史の共通点と異なる点を明確にし、歴史的流れの共通点と異なる点を明確にすることによって、自らの立場を相対的に明らかにする。これはさっき言いました、相互浸透作用の見方です。常に、相手のあることなんです。えたはえたとしてだけの歴史はありませんし、えただけで独立し、生活したわけでもございません。人間というのは、社会的な営みをしなければ生きていけない。最低複数の人間によって生活は成り立つものであります。

その相対的な関係というものを、常に明らかにしていくという、ここのこところが大事だと思います。そこの中

に、今、私たちが学ぼうとする、学ばなければならぬ階級史觀の問題があります。我々が今、階級史觀ということを改めて主張しています。それはなぜかと言ふと、階級史觀というものが、内側によつて否定されているからです。先程言いましたように、「階級史觀というのは、古いんだ」「身分と階級の統一的把握なんていうものは、實際にはありえないことなんだ」と、こういう主張をする人たちがあります。

本来、階級史觀に立たなければならない立場の人間が、それを否定するということは、まさに仰向いてツバを吐くという状況でありますから、自分のところに必ず悪い結果として返つて来るにもかかわらず、そういうことを主張しているわけです。

我々は、矛盾を内包する体制を維持しようとする人々が攻撃をかけてくるについては、論破しやすいんです。なぜかと言うと、今、今日の社会というのは、人権といふことで主張していけば、今まで彼らはビクッとして、私たちに対する攻撃を躊躇せざるを得ないような状況がありました。

しかし、最近、ちょっと違うんですが、曾野綾子なんというのは、人権擁護推進審議会の委員として、「人権」というのは、もう邪魔にしかならない。一番大事なのは、

何かと言うと、「愛だ」という主張を持つています。そういう極めてあいまいな観念的なことを言つて、「人権」ということをごまかそうとしているのが、今の支配者側に属する者の考え方なんですね。

ですから、私たちは、内側からそのような攻撃と言いますか、この階級史觀を崩すということに対して、厳密な対処の仕方をしていかなければならないと思っているところであります。

ところが一方、今の支配者と言われる層、大変経済が不景気になっております。この経済が不景気になつていると言いましても、確かに私たちも、その不景気のおりを受けておりますけれども、本質的な不景気は誰かと言つたら、搾取して儲けようとする資本家でしょう。その不景気になつた経済構造というものを、なんとか立て直そう。そのためには、ある意味では戦前戦中のようの一億総火の玉という形で、国民をどのようにしてだますか。それが今彼らの一番の思いであります。その思いを一番聞き入れるのはどこかと言うと、広島県の部落解放運動や同和教育運動や、広教組、高教組運動なんです。だから攻撃が来る。一番目障りなところを攻撃する。これは権力の常套手段です。

ですから、「君が代」を歌わない学校、「日の丸」を

掲げない学校に対する攻撃を仕掛けている。

います。

石橋という県会議員が広島の方におりますけれども。彼が、アンケートを裏に刷り込んだビラを、何回も新聞にはさんで配っていたのを、昨日見ました。そのアンケートの内容は、つまりアンケートを見た人の子どもさんの学校で、「偏向教育が行われていると思うか。○をつけてください」と言うんですね。「日の丸」を掲げない、「君が代」を歌わないことについて、あなたはどう思うか。三つの答えを用意している。そのようにして、その石橋というのは、おっちょこちよいありますから、そういうことをどんどんやっていくんです。

要するに、今、一番危機感を持っているのは誰かと言つたら、皆さん、それは支配階級なんです。我々の方は、どっちかと言つたら、ボーッとしている。たまたま広島県の場合は、階級史觀に基づいた運動をやっていくうという主張が、普遍的に存在をしますから、中央本部がそのような「身分と階級は古い概念だ」とか、「階級史觀なんか存在しないんだ」というふうに言つたことに對する反論ができる体制がござりますけれども、全国では、ほとんどの仲間は反論できないでいるんです。もちろん教組や高教組、自治労などの各中央本部段階も含めて、そういう階級史觀なんかないという主張に傾斜して

どんどんそうやって、我々の生きる権利、生活する権利を奪うような政策を彼らはやって、それでも足りない。だからさらに思想統制をするための彼らなりの階級史觀に立った攻撃をかけている。支配者の階級、支配階級の歴史觀です。だから天皇制を強調するというのは、彼らにとってみれば当然です。我々にとってみれば、そのアンチテーゼとして、天皇制反対というのは、当然なんです。これをどれだけ多くの人々の合意を得ていくのか。共通認識に立っていくのか。このエネルギーを持つためには、きちんとした歴史觀を持たなければならないと思います。

さて一番目であります、「現時点を歴史の通過点として見る」です。そして、現在の矛盾の根源を解きあかすということが大事です。

それぞれの人間やそれぞれ間の社会的立場といふのは、全ての人々が違うんです。社会的立場も違います。ところがその共通点もあるわけです。その一番のところは、共通点のことを明らかにするということでありますから、その歴史的立場と社会的立場の接点に自分はいるわけです。時間を縦の流れとして、社会を横の線としますと、この接点に自分が立っているんだという。そ

して、そこから社会を見ることによって、行く先、方向性というものが確認できるわけであります。

そのようなことで、社会的立場をきちんと明確にする。そして、現在の矛盾の根源を過去にさかのぼってたどつて見る。現在の矛盾というのは何かと言つたら、まさに日々私たちに對してかけられているような部落差別、分裂支配政策。それをきちんと明らかにするということだと思うんです。それがなければ、社会的立場の確立は非常に難しい。言い換えれば、そのような理論的な学習、研修というものを、幸いにして、広島県の部落解放運動、同和教育運動というものを積み重ねて来ました。今こうして皆さん方がお集まりになつているような内容の学習会は、広島県ではいたるところで行われています。皆さんが、今日こうして来られているわけであります。しかし残念ですが、全国的にはこのような学習をするといふことは、ほとんどないんです。

古い話になるんですが一九七三年の「部落解放運動」という冊子があります。黒い表紙の冊子です。当時の部落解放同盟の運動方針の中に、そのことが明確に位置づけられています。要求は闘いの母である。その闘いの中で、自らの社会的立場をどれだけ自覚をしていくかといふことが、非常に大きな課題である。このように言つて

います。しかし要求闘争だけで終わつてしまつということは、結局のところ、部落第一主義。悪しき部落第一主義に終わつてしまつという結果となります。それが実は今の全国的な状況なんですね。階級はない、身分はない。あとあるのはなにか。「家」意識と「ケガレ」意識だけだというふうになつてしまつんです。

そして「歴史に学び、人類の指向性を明らかにする」です。人類の指向性というのは、人類全てです。今まで、人類史観というものは、私は否定をしました。しかしこれから先、その矛盾を解きあかすことによつて、たとえば人類的課題というのは、まだたくさんあるんです。環境の問題、核の問題、核にしても、環境にしましても、皆さん、これは支配者とか被支配者とかいう課題じゃないんです。人類的課題なんです。それらをきちんと指向性を出していくということで、彼らの抑圧、そういうものをいかに譲歩させ、後退をさせていくか。そうしないと、私たちも含めた人類というのは、もう滅びへの道しかないんです。

さて、三番目、今度は、具体的な内容に入つていきましたが。私たちは、「部落差別は身分階層構造による分裂支配制度の仕組み」だということを、今まで訴えてきたところであります。そして今もそう思つてます。そ

の仕組みというのも、「享保の触書」から見てみたいと思います。この「享保の触書」というのは、一七二六年。享保時代です。享保の一一年に出されました触書。これは、広島藩で明確に残っている触書の一つです。

その前には、関係したものとして、何があるかというと、「武家諸法度」というものがありました。武士に対する僕約令のようなものです。こうしなければならない。あしなければならない。これは幕府が、各大名に対し出したものです。基本的には。それが各領主から、その家臣に徹底をしていく。百姓に対する僕約令も同じような年代に出されています。非常に長いです。事細かに書いてあります。三原市史に載っているんです。この百姓に対する僕約の触れというのがあるんです。

部分的に読んでみると、生活を派手にするなということが主流となっています。冠婚葬祭に対する規制とか。さらには、切り墓を建ててはならないとかあります。ですから原則として、一七二六年、つまり享保一一年以降、幕末にかけては、百姓は切り墓を持っているということはあり得ないんです。

そのようなことを、生活の細部にわたって規制をした触書があります。それと同じように、この「享保の触書」というものが出ていくわけですが、これは

「革田どもに対する僕約の触れ」という形で出されます。ご存じのように、広島は革田という身分です。福山播磨士農工商の下に、えた、ちやせん、非人という三階層の身分構造があります。広島藩は非人はどうもいたようではありますけれども、明確にどういう位置づけだったのかということが非常に希薄なんです。ほとんどが革田。特に郡中、郡ですね、豊田郡なら豊田郡の、そのところに行けば、ほとんど革田がすべての賤業、雜業というものを担わされていた。こういうことがこの中から読みとれるわけであります。

触書の内容は、八項目あります。一つは鬚の結い方。いわゆる茶筅鬚です。お茶の茶筅がありますが、それを逆さにして立てたような、一箇所だけでクルッと結んだ鬚にしなさい。

それから、常々は刀はさし候ことなきに、つまり刀はさしてはいけない。仕事があれば刀をさす。仕事というのは取締りです。それから三つ目が、衣類木綿一色、なんによらず、絹物を用いるべからず。つまり絹を使ってはいけない。木綿で一色だけです。それから似たようなものですが、紋付きを着てはならない。

どうも考えてみますと、紋付きというのは、家紋と言われるようになってます。ところが身分外の身分と

しての位置づけでありますから、家というものはありますせん。領主の命令によつて、いつでも転勤をさせられるという位置づけにあつたわけです。幕末になるにしたがつて、広島県内で、部落の数が増えていくんです。それは何かと言うと、非常に政情不安定、社会が不安定になることによつて、取り締りのエリア、革田一人あたりの守備範囲を狭くして、配置をすることによつて、小さな範囲を一人の革田身分が、または数人の革田身分が取り締まつていくという仕組みが必然として作られていくのです。百姓の年貢を取り立てていくという仕組みでありますから、そのような形で、どんどん増えていく。だから家というものが認められていかつたのではないか。だから紋付きはダメだよということでしょう。

それから、百姓家から物を集めて回る時に、百姓家の家中に入つてはならないというのがあるんです。これは「諸勧進つかまつり候節、在家の家内に入りまじきこと」という文章になつてゐるんです。

それから、さし傘、合羽、木履、つまり下駄、雨用の下駄みたいなものです。それを使ってはならない。菅笠、蓑、菅笠というのは、竹の皮で作ったものでありますし、蓑というのはワラで作った雨具ですね。そういうものを用いなさい。ただし、東西両革田頭においては、この

限りにあらずということがついてゐるんです。
東西両革田頭というのは、何かと言うと、広島城の東と西の革田頭がいまして、それは傘をさしてもいい。合羽を使つてもいい。こういう内容です。

七つ目は何かと言うと、常々武芸に励みなさい。本業に励みなさい。捕り物に行って、逆にやられるようでは勤めは果たせませんから、捕り物術の修行に励みなさいということでしょう。逮捕術をしつかり学べと。

しかも皆さん、逮捕術一つとっても、百姓に対する餉をなめさせるような内容を含んだものなんです。と言ふのは、逮捕する時に、百姓に対する礼儀作法をわきまえた逮捕をしなければならない。節度ある扱いをしなければならないとなつてゐるんです。だから一番身分が低い者が、身分の高い者を逮捕するわけですから、礼儀作法をわきまえて逮捕しなければならないというための逮捕術なんです。そこに、また分裂支配の意図が入つているわけです。

それから最後のところは、狂言、音曲つかまつり、勧進物乞い苦しからざといえども、つまり狂言や音曲をやつて、その周辺、多少は日帰りぐらいで行つてもいいけれども、それを本業として高歩きして本業の役を忘れるなという内容なんです。

さてこの背景です。社会的背景、支配者の意図は、何かと言いますと、たとえば茶筅髪にしろということは、何茶筅髪にしていなかつたということです。諸勧進つかまつり候せつ、在家の家内へ、つまり百姓家中に入つてはいけないと言つていたのは、それまで百姓家中に入つて、まあお茶でもどうぞ、ありがとう、ありがとう。祭りがあるけ、今度は来んさいやと言つて、一緒に酒の飲み食いもしていたのではないでしようか。絹を使った着物も着ていた。紋付きも持つていた。その紋付きを着てはならないというあとに、どう書いてあるかと言つたら、古物着があれば、その紋付きを塗りつぶして着なさいという命令です。つまり持つていたということです。

つぎにいわゆる歌舞音曲に熟練して、それを本業として転々と移動するものもいた。それらのことは、全て、実は権力者、支配者にとっては不都合なことなんです。命令して、駐在所に電話して、犯人がそっちへ逃げたら逮捕しに行けと言つたって、いなかつたら、大変です。権力者にとって、指示・命令が行き渡らない状況にあるということは、非常に不都合なんです。そういう意味で、かなり自由なことをやっていたということも読みとれるものです。

奈良の一部や広島県内の西部のほうの一部に、江戸時

代に部落差別はなかつたという、ことを主張する人々がありました。そのようなことこれを主張するのは、江戸時代の一部を見て論理を立てていたのではないかと思います。それらの主張のもとになっているのは実はこの享保以前の話ではなかろうかというふうに思うんです。ところが、最初のものの見方のところ、時間的変化の問題。いつごろになるのか。全体と部分との関係。いつごろどのような形であったのかということを明確にして議論をしないと、江戸時代総体で差別はなかつたと言うことは、とんでもない間違いなんですね。

なぜ明治以降に差別ができるかという問い合わせに対しては「それは新たに皇族華族士族平民新平民と作られたから差別ができるんだ」という矛盾したことを言うようになります。

いずれにいたしましても、この「享保の触書」を中心として、それ以後、だんだんと差別を強化してきます。取締りが強くなつて来ます。それ以前の触書というのは、あまり目につかないんですが、これ以後の触書というのは、たくさん出ています。

しかも、享保の触書にはない罰則が加えられた内容になつています。ここではあまり詳しく述べられませんが、一七七八年（安永七）七月には、徳川幕府が直轄地（天

領) に対して出した「穢多・非人などの風俗に関する取締令」がだされています。その内容の一部は「盜悪事いたし候ものは勿論、百姓町人へ対し慮外致し候歟、百姓町人体に紛し候者は、嚴敷御仕置申付段、兼て穢多非人茶筅之類へ嚴敷申渡置・・・」(解放出版社・『近世部落の史的研究・下巻』「備作地方の被差別部落の展開」柴田一著から)と、厳しく取り締まりを命令しています。また、広島藩がこの幕府の触れを受けて、一七八一年(安永十)に「革田風俗統制令」を出しています。これら二つの触書の特徴は、一七二六年の「享保の触書」にはなかつた違反者に対する「処罰」を明記していることです。

この触書の最後に、「郡中革田共不作法の風聞これあり候に付き、別紙の通り、諸郡一同に相触れ候。この段革田共人別へ洩れざる様急渡申し付くべく候」として、革田に対しても徹底することを指示しています。さらに、「右触書の趣、外に写し仕り、百姓共心得として申し聞かせ置き、革田共え馴れ合い、不埒の儀これなき候様急渡示し置き申すべく候。右の趣相心得、それぞ申し付くべきものなり」と、この触書を百姓にも徹底させ、革田となれ合うことを厳しく禁止しています。このことを見てみると、時代とともに、経済が混乱

し、それと同時に社会も混乱していく時期に出されたもので、支配力を強化しなければ体制を維持することができなかつたことによるものです。

このように、革田に対する支配の強化は、百姓に対する支配の強化と表裏一体のものとして行われています。

近世封建幕府の身分階層構造は、常に被支配者どうしを対立させる仕組みとして機能し、矛盾が拡大すればするだけ、その仕組みが強化されていったことが理解できます。

このような構造の中に対置された被支配者間の意識は必然的に対立的意識を作り出し、拡大、再生産されています。

岡山の染色一揆も百姓に対する触書の別段触書がもとで起きたわけです。それとか、一八五〇年代、五五年ぐらいになつても、触書が出ています。一八五五年と言いますと、明治になるわずか一三年前なんです。その時代にそういう触書が出されている。それは何かと言いますと、大変厳しく、我々を規制していくということです。我々を厳しく規制をすると同時に、百姓に対する規制も同じく強化されていったということです。

その一例として、愛媛県の大洲藩では、胸に五寸角の毛皮を張りつけて移動すること。家の軒先にも五寸角の

毛皮をつけておけ。こういう触れが出ています。土佐藩においては、夜中にちようちんを使用する時は、どこのえた村であるということを書き記したちようちんを持つて歩け。これは今で言えばパトカーみたいなものでしょ。目立つように赤いのをクルクル回す。

つまり、取締りをするということは、取り締まる側であるということを皆に一目で分かるような姿形をさせる。それが取締りの効果を大きくするわけです。いつもかつも百姓を追っ掛けに行くわけにいかない。巡視をすれば、ああ、あいつらが来たから、ということになつてくる。ともかく逮捕・投獄されたらひどい目にあう。その一七二〇年ごろに三原地方でも、大一揆が起きていまして、二〇数人、逮捕処刑されておりますが、そのうちの三人が獄門さらし首になつていてるんです。それを広島藩では、ほとんど革田が、郡中では革田がやつていて。その「享保の触書」の時代から、それまではそういうことがあつた。何度もそういうことがあって、部分的には最後の最後まで、この触書に抵抗をした。抵抗といつても、正面きつて反対だとやつたわけではありませんが、いわゆるあつかんべーと武士の支配の監視の届かないところで、は、ずいぶん革田身分は自由なこともやつていたようであります。これは橋本先生に聞いた話なんです。幕末の

ころ、幕府が長州征伐に行きます。山口県、長州藩と戦争をして、最初は幕府が勝つわけですが。福山藩や広島藩の革田たちも、徴兵されるわけです。徴兵された時は、皆さん、着るものも同じ軍服にするわけです。そして帰つた時に解散をしまして、もとの服装にしろと言つても、中にはその服を着たまま、わしは幕府のために闘つたのに、なんで違うのかと言つて抵抗し、その服装で通した人々もあつたようです。

いずれにいたしましても、本質的に支配者に対する反発というものがあつたということは、まぎれもない事実です。しかしそうかと言って、百姓の反感、憎悪というものが革田身分、えた身分に対してなかつたかと言えば、それはものすごいものがあつたというふうに考えられます。

触書の意図というものがあります。それは、明確に革田身分と百姓身分の間に打ち込んだクサビなんです。この触書というのは、クサビが緩くなつたら、また打つ。クサビが緩くなつたら、また打つ。同じ内容をずっと何回も出し続けたこともあるし、さらに厳しくしたところもあるわけです。要するにクサビなんです。そのクサビだけでは、実際には効果がないこともあります。先程言いました、常々、本業に励めという、捕り物、そ

ういったものに励めということです。川尻町で聞いた話なんですが、川尻町の部落の真ん中に、江戸時代から続いた大きな屋敷があつたそうです。それをここ何年か前、倒して家を新築するためには造成した。そうしたらそこからたくさんの人骨が出てきたんです。人骨が出てきたということは、ある意味では処刑場でもあつたということなんですね。

それで、現に部落の人間、革田身分の生活というのは、出動命令が出た時に日当いいくらというものだった。終わりごろになりますと、村は年間予算を組んで、たとえば川尻町の古文書を見ますと、村の予算があるんです。庄屋、米四石七斗ぐらいあるんです。革田、米一石四斗なんです。庄屋というのは一人ですけれども、革田というのは一〇人か一五人いました。それだけ較差があつたわけであります。いずれにいたしましても米、一石いくらというものを年俸制で受け取っていたようであります。基本的には日当制です。罪人の逮捕とか輸送とか、牢番とか、そういうふうに出た時に日当を受けた。

たとえば追手に参加した時には、米一日二升、牢番を一夜夜したら米四升とか。日当が定額になつてゐるんです。それを受け取る。しかし皆さん、享保の時代というのは、そのような形で、村から直接、革田が受け取るの

ではなくて、先程言いました、諸勧進つかまつり候せつというのがあるんです。ものを集めて回るという行為は、百姓のところへその日当を革田が集めて回る権利を保障されるだけなんです。

ですから、極端な言い方をしますと、「この間、あなたの家の誰それをわしが捕まえて処刑した分の日当をくされ」と、その家へ行くわけです。そうしたら、百姓はどう思うかと言つたら、「ありがとうございます。よく捕まえて、よく処刑してくれました。どうぞお持ちかえりください」と言つて渡すかというと渡さないんです。しかも、一八〇〇年代に入つては、ケガレ意識と革田の身分というものが結び付けられていく。それまではどうも、ケガレ意識というものと、革田身分というものは、ほとんどつながりがなかつたようであります。そういうようことから、必然的に百姓と革田身分が対立する日常生活を強制していくわけです。取り締まる側と取り締まられる側。処刑される側と処刑する側。直接的に処刑をする側。それはもう必然的に対立し、百姓からの反感、憎悪、さげすみ、ねたみ、そういうものが混在した意識。つまりそれが、近世封建幕府時代に生活実態の中から形成された社会意識と呼ばれるものだと私は思つてます。

そして幕末から近代へということになりますけれども、

この幕末から近代への中で、一つのポイントがあつたことは間違いないでしょう。なぜかと言いますと、いくらそういう目にあつても、身分が低くても、個人的な恣意で、革田身分に対し攻撃をし、殴つたり、蹴つたりでききない。それは権力を持つているからです。十手捕り縄を持つっているからです。

ところが、明治四年、解放令と言われるものが出来ます。これは私は、解放令と言わずに解雇令、くびきり令だというふうに思っています。そういうふうに、最近はちょっとひねって言っているんです。解放令と言えば、「えた非人等の称を廃され そういう条自今身分職業とも平民と同様たるべきこと」とあります。これが出来たのは一八七一年の八月の二九日だったと思います。旧暦か新暦か、ちょっと今、明確に覚えてないんですが。

その後再び県が町村に対して文章で触れを一月半ばに出しているんです。先の解放令を早く、領民や民衆に徹底しなさい。ここが面白いですよ、「えたもまた人なり」と書いてあるんです。何を書いてくれるんだ、と思ひますけれどもね。そういう文章が、県から一月に出された。今だったら、大差別文章だと糾弾ものでされども、まだ当時はそういう意識がなかつたのですが。

明治四年、一八七一年の解放令は、いわゆる解雇令な

んです。身分職業とも平民と同様たるべきこと、でありますから、それは身分は確かに平民と同様であるべきことですから平民になりますけれども、職業、これは皆と同じにしろというの、何かと言つたら、それまで、取締りの権限の一部を持たされていた十手捕り縄の仕事。これを持つていたら、先程言いましたが、一定程度、安定した生活です。幕末になると、年間いくらかが予算化されるようになつた。だからそつは言つても生活は安定していた。さらに、役目の手すきに、さつき狂言、歌舞音曲というものを言いましたけれども、それだけではなくて、私たちの先祖というのは、ありとあらゆる生きるためのなりわい、生業というものを手を広げていっています。広島県で言えば、県北でいう川魚漁であるとか竹細工であるとか。さらに海へ行けば漁業。広島県の漁民の三分の一は部落出身者です。そういう沿岸部。しかしそれなら、近世封建幕府時代から、それは業として、役としてあつたかといえば、そんなことはないのです。いわゆる海上交通の取締りという役柄、海の地形を十分知り尽くした人間ができるなりわいというのは魚を取るということ、漁業をするということです。つまりそういう形で、ありとあらゆる方面、自分の回りに、そういう生きる糧を求めるなどをやっていました。

ですから、そのようななりわいはともかく、役から解き放たれると同時に、それは失業するわけであります。そして失業すると同時に、近世封建幕府時代に形成された社会意識。つまり革田身分に対する反感、憎悪、さげすみといったものが、一度に爆発するわけです。表向きは、革田身分が我々と同じ、百姓と同じ身分になるのは許せないということで起きたとされておりますけれども、それは長年、抑圧され、鬱積したものが爆発したと見るべきではなかろうか。全国で一七〇カ所か二八〇カ所の、えた解放令反対暴動が起きています。あれをえた解放令反対一揆というふうに呼ぶ人もおりますが、一揆というのは、本来民衆が権力者に対して行う行動でありますから、決してそれは一揆ではない。やられたのは部落ばかりですから。広島県でも部落解放ひろしま（部落解放ひろしま）第二八号へ掲載されたので読んでいたいただいた方もありますけれども、比婆、庄原地方で、ずいぶんたくさん部落が焼き討ちされておりまし、三原でも培根商社という、製肉工場と言いますか、これは広島県、行政が建設をし、運営をしていた建物であります。そこに働いていた部落の仲間、名前が出てくるんで、誰がされたかということも分かっているんです。その部落の仲間に對して、今の三原市の西野町と、

田野浦町、かつては田野浦村と西野村と言つたんですが、その両方の村の百姓六〇〇人で焼き討ちをするという事件が起きました。

これは單に、身分が同じになる恐怖感だけではなくて、長年のうらみつらみというものを、そこで一度に爆発させたと見るべだと私は思います。

このような問題があつて、近代になりまして、徹底して排除をされていくことになります。全てから排除されわけであります。もちろんその範疇には、職業も、近所付き合いも、教育からも排除される。そういうものから排除されて行き着く先は何かと言うと、貧困でしかないわけです。徹底した貧困に落としこめられます。それまで、そうは言つても、まあまあ低位で安定した、今的地方自治体の公務員みたいなのですけれども、低いけれども安定した生活が営まれていたものが、それをいつぶんに奪われてしまう。ですからさらに貧困になってしまいます。さらにそれに加えまして、教育も部落を排除していくわけです。行政も排除していくわけです。なぜかと言うと、教育や行政に位置づいたものは、その村々の有力者が、全て学校の教師になつたり、役場の役人になつていくわけです。だから、全て自分の村の誰が革田で、新平民だということが分かるですから、徹

底して排除していくわけです。そういうことから、貧困になつて、部落差別というものが、近代市民社会の中で、新たに形成をされていったという、これは非常に私たちにとっては、重要なポイントなんです。そのような影響を持つ享保の触書というものがありますが。今、私が申し上げましたような見方。これはやはり、大事ではなからうかと思います。

そのような影響から、今度は「部落差別の現実」といふものがありますけれども、この現実というもののとらえ方は、今、県行政と継続した議論をやっています。部落差別の実態とは何ぞや。部落差別の現実はなんぞや。これは部落、部落民を取り巻く社会の状況全てなんです。

冒頭に申し上げましたように全部のことなんです。ですから社会意識も部落差別の実態ですよ。我々の較差から生じた結果だけが、部落差別の実態ではないのです。よく我々の内側では間違った考え方を持っている人は、こういう言い方をします。「差別、差別と言うけれども、今、差別はないと思う」「ああ、そうか。どうして?」「そりゃあのう、わしらが小学校ぐらいのこまい時に、靴の1足も買うてもらへんかった。しかし今、子どもに靴の1足も買うてやれんことはない、三足でも五足でも買うてやれるで。それでわしは生活が安定しとるんじゃ」。威張るんです。ちょっと待って、間違つてはおりませんか。差別というのは、昔の私らと今の私らを比べたって、何にも明らかになりませんよ。昔の私らと昔の私ら以外の人々の生活の水準。社会的な、経済的な基盤。それを比べ、そして、今の私らの全てと今の私ら以外の人々の全てを比べなかつたら、差別というのは明らかになりませんよ。たまたまあなたが、あなたの家族が、それだけ年収があるか分かりませんが、まあまあ靴を五足ぐらい買ってやれる生活をしているか分からぬが、よそでは、靴を一〇〇足ぐらい買ってやれるかも分からぬいぞ、と私は言つたんです。「あ、そんなもんかのう」と。

さらに部落の中でも、今、当然、それは経済的にかなり安定した人々もいます。年収一〇〇〇万を超える人もいます。部落の中で年収一〇〇〇万を超える人と、部落以外で年収五〇〇万しかない世帯と比べて、皆さん、これはもう差別はありはしないじゃないか、ということになりますか? そうはならない。やっぱり部落総体と部落外総体を比べて見なければ、差別の実態というのは、明らかにならない。だから決して個人の問題ではないということです。社会の問題とすべきことなんですね。

ところが地対協の意見具申というのは、その部落差別

の存在の責任を、私たちに今転嫁をしています。私たちに転嫁をするということは、差別を受けたものが悪いということの論理は、部落の中でも貧乏なヤツが悪いんだということになってしまいます。だから行政の責務ではなくて、努力目標であり、そして、その責任の大部分は差別を受ける側だ。差別を受ける側がしっかりと自立をすれば、差別はなくなるよという考え方。根本的に共和主義なんです。だから我々は、地対協意見具申が、国民相互の理解だと、何をとぼけたことを言っているんだというふうに、今、主張をしています。

そして、その実態というものを、そこに書いておりましたが、県の実態調査というのは、九三年に出ておりますので、見ていただければお分かりいただけると思いますが、年収の問題。よく私が使う数字なんですが、三〇〇万円以下の年収、部落と部落外を比べた時に、部落は六〇%が三〇〇万円以下です。部落外の場合は、四七・五%

%、一二・五%もの差があります。さらに広島市だけをこの数字で比べてみますと、部落は五五%、部落外は二五%。実に三〇%もの較差があります。このようなことをとっても、これは一つをとつてと言つても、これは根本なんです。部落問題を解決していくために、最も重要な課題として解決しなければならない職業の問

題に、非常に大きく関わってくるわけでありますから。ここのことろが根本なんです。

その他生活保護率の問題。生活保護受給期間の問題。部落の中には一〇年以上の長きにわたって生活保護を受給している人々がずいぶんたくさんいます。部落外の人々は、だいたい三年以下で自立をしています。どこが違うのか。教育の水準が違うんです。自立をする条件があるから自立できる。我々の場合、横着ではなくて、自立できる条件が、非常に希薄です。その中でもやはり、生活保護率の問題とすれば、高齢者世帯、高齢者の単身世帯というものが、圧倒的に生活保護率が高いのです。自立しようにも、しようのないような人々が、実は我々の側の中にたくさんいるということが、この実態なんですね。そういう問題があります。

それからA市の意識調査。これは私たちを取り巻く、つまり部落民を取り巻く人々の意識なんです。その特徴的なことを、一つだけ申し上げれば、身元調査の是非について問い合わせたものがありますが、身元調査は、「必要だ」、「どちらかと言えば必要だ」、「どちらかと言えば必要でない」、「必要でない」というこの四つのパターんで求めたところ、二〇代で、実は三三%の人が必要だと答えているんです。三人に一人。三人に二人は

必要でないと答えているんだから、良かろうがと言われても、それは困るんです。三人に一人は必要だと答える、大変恐ろしい数字だと思います。

四〇代、五〇代になると、これは昨年の五月一八日、尾道市内の人々が、三原市内の部落の家へ身元調査に来たという事件がありました。その部落の家は、たまたま私の父親だったんです。父親のところへ、「こういう所へこういう家はありませんか?」「どうして来たんな」 「いや、わしはええんじゃけど、年寄りが、どうしても部落かどうか調べとけと言ったから来たんだ」と。それを言つたわけです。向東町の人です。名前までは分かりませんけれども。調べれば調べられるんですけども、それはプライバシーの問題で、我々はあえてそこまで追求しませんでしたけれども。その方は、五八歳の人だそうです。

つまり、四〇代、五〇代の人は、自分の子どもが就職、結婚に関わる年齢の人が、ずいぶん多くなってきているんです。そういう人々は、身元調査が必要だと答える人が五三%。大変な数です。七〇歳以上になつたら、もうとんでもない話です。九〇%超えてます。ですから、この人たちが、やはり錯覚をしているのは、常に身元調査をする立場だと思って答えてるんです。我々はいつ

も主張するのは、身元調査は必要ない。さればイヤだという、されたらダメだという立場で答えるから、身元調査にノーと答えるんです。ところがまだまだ、世の中に、自分は身元調査をする立場だと思って錯覚している。される立場もあるわけでしょう。される立場で答えたなら、皆、ノーになるはずなんです。これはもっと変な意識構造なんですねけれども、その身元調査をされた相手が、たまたま部落の人じやなかつたんですよ。相手の家が分かったので、その対象になつた娘さんがいらっしゃった家へ行政の人が行つて、「実はこういうことがあつたので、啓発するのに協力してもらえないだろうか」と言つたら、その人は言わないんです。相手の名前を。それでしまいにどう言つたか。「そうようう、わしもしたんじやけえ、しようがなかろうよの」と、こう言つているんですね。これを人民相剋の悲劇と言つていいです。お互いが人権の侵害をしあいながら、何が結婚か、と思うんですよ。

呉市離婚強要事件については、ちょっとと省かせていただきますが、とても残忍な事件が起きてる。これはいづれ解放新聞や、今年の県政樹立の差別糾弾闘争の中で報告をいたしますので、もし記憶であれば、差別糾弾闘争の分科会へご参加をいただきたいと思います。

今日段階においてもこのような実態があります。この

ような歴史があります。にも関わらず、中央本部は、だいぶ観点がぼけております。「部落問題の根本をケガレ意識、家意識とする問題」です。ケガレ觀というのは、皆さん、本来的な意味は、気力が枯れるという意味なんです。つまり死という意味なんです。だからケガレと言えます。

漢字で「汚れ」「穢」と、いろいろ書きますけれども、本当は「気力が枯れる」ということです。気が枯るということが、語源なんですね。ケガレには、三つのパターンがあります。一つは死穢です。つまり死ぬケガレ、二つ目は血穢、血が出ることのケガレ。それはそうですね。血が出たら死に関わるんですね。それからもう一つは、産穢、産穢というのは、何かと言つたら、お産のケガれなんですね。お産はケガレだと見ているんです。女人禁制の山なんかそうですね。

つまり、死と死につながるもののが、ケガれなんですね。しかもケガレ觀というのは、皆さん、人間が生活を初めて以来、ずっとだんだんと考えられた。つまり死に対する恐怖感というのは、人間が存在し始めた時からあるわけですから。その死といふものと、死といふものにつながるもののが、ケガレといふのは、死を恐れる人間にとつては、当然のことなんですね。ですから、それを実は、

どういうふうにしていくか。ケガレといふのは、移っていくという、触穢思想というのがある。触つたらうつる。それは今でもありますね。「身内の誰々が死んだので、年始のごあいさつをご遠慮させてもらいます」という、黒っぽい枠のついた葉書が来ますね。あれはケガレ思想に汚染された行為です。

私の知り合いに、北海道に打本さんという方がおりまます。この人はお坊さんなんですが、昨年一一月の初めにお父さんが亡くなられました。その方から、年賀状がちゃんと来ました。「浄土真宗にはケガレ思想はございません。」そう書いて、出してこられました。さすがだなと思った。この方が、浄土真宗本願寺派札幌別院差別落書き事件で、えたと名指しされ、殺せと書かれていたお坊さんです。それはともかくとしまして、ケガレ觀というのを、そういうものなんですね。

そうすると、いろんなところに入していくわけですね。触穢思想という形で。たとえば飼っていたニワトリが死ぬと七日間のケガレ。だから七日間は、他のものに触れないとか。そういうものなんですね。

というのを考えると、一八〇〇年代に部落とケガレ觀というものが結びついたということを県立文書館の新しく館長になられた歴史学者の方が、私にそっと教

えてくださいたんです。「政平さん、それはね、江戸時代の初めごろは、ケガレ觀と部落というのはひつついでですよ。文書が見当たらんのです。どうも、それが出てきたのは一八〇〇年代に入つてからのようですね」。それは無理やりひつつけるわけです。先程言いました享保の触書と同じような形で、どこともなく、権力者は一種の仕事を強制するんでしょう。そのケガレ感を結び付ける中で、さげすみというものが、社会意識の中で加わってくるわけです。まさにケガレというのには、そういうものであります。神社がケガレを嫌うというのがあります。神聖な場所、これはやっぱり、生活の知恵だと思います。神聖な場所、それはやっぱり、生活の知恵だと思います。氏神。その氏、一族を守る神なんです。

これは、全く私流の解釈として聞いていただきたいと思います。神社の鳥居から拝殿本殿までは真っ直ぐなんです。これは神道の思想です。なぜか。神社というものは氏神でありますから、そこに何か靈験あらたかなものを祀っているということではなくて、そこには必ず食糧とか水とかが蓄えられていたはずなんです。つまり災害とか疫病とかがはやった時に、健康な人間は、そこへ逃げこめ。だから病気になつた人間は、ここへ入つてはいけないよという印が、境界、しめ縄だと思うんです。水害があつたら、そこへ逃げる。必ず氏神というのは、

だいたいが小高い丘の上なんです。とてつもない高いところにはないんです。そういうものだと思います。だから、たとえば子どもたちがそこへ行つて、日頃遊ぶと、そういうものがわるさされて、疫病がそういうところへ入つたり、いろんなことになつたらいけないから、そこへは入つてはいけないよ。普通は入つてはいけないよという神聖化、神格化です。こういうことの積み重ねが神道となつてゐるんです。

ところが、それらは部落差別と結びつけるということは、非常に根拠が希薄なんです。なぜかと言うと、実は次のところを言いますが、家意識。家とは一体何か。一族です。これが家なんです。職業がまず決定をされる。その支配者によつて職業が強制されます。そして職業のあと、身分がつきます。職業に身分が一体化してくる。そしてその職業・身分によつて、住む場所を固定化するんです。その一体となつたものが、実は家なんです。だから、固定化をするものが家でありますから、今、固定化する必要はないから、本当は家にこだわる必要はないです。家柄がいいだ、血筋がいいだと言つたところで、それこそまさに近代市民社会においては間違いなんです。しかもそれは、前近代の経済構造を支える社会構造、上部構造であつたわけなんです。だから根本は何か

と言ふと、まさに経済構造と深い関係にある身分階層構造なんです。家制度というのは、その上部構造の一部なんです。ケガレもそうです。社会意識という上部構造の一部なんです。確かにそれは古くたどれば、死に対する恐怖というところへたどり着いていくとは思いますけれども、やはり根本的な経済の土台を支える問題ではないですから、このケガレ観なり家意識というものが、部落問題の根本的な問題だということは、まさに、観念論を助長するにしか過ぎない。このように私たちは考えています。

さて、もう時間がすいぶん過ぎましたので、このあたりで終わらせていただきたいとは思いますが、要するに歴史を学ぶということは、まさに、今の私たちの位置を明確にするというコンパスの役割をするものだと思うんです。方位磁石です。この役割を果たすものが、歴史を正しくと言いますか、私たちの立場に立って学ぶ。階級史観に立った学び方をする。それが、今の私たちの位置を明らかにするものなんです。この位置を明らかにすることが間違つておれば、家意識だ、ケガレ観だと言つてみたり、身分階層構造がないんだ、階級意識はないんだということになつて、内側からそれが崩されていく。しかしこれは、私たち全てが持つてゐる危険性なんです。

それが、今の社会における社会意識の影響なんです。ですから私たちが、部落差別を解決していくという視点、常にそれを視点とした土台にしなければならないです。それが土台、つまり基底になつていかなければ、いつでも、どう言いましょうか、抜き去ができる課題となつてしまふ。現に、一九六五年、「同対審答申」が出され、特別措置法が出され、運動が活発に展開されるまでは、部落問題なんて、皆さん、どこの問題か。そんな問題というのではないよというふうに、行政も教育も言いづづけて来たではないですか。我々があるよと言つて、初めて運動によつて、あるよ、差別はあるぞと言つて、「ああ、そういうえばあるの。答申も出たし、じゃやろうか」ということになつてきました。ところが、それが根本的な土台に据えることができてきたのかということを、今一度問わなければならない。

憲法の第一〇条から第四〇条までの国民の権利と義務の中にございますが、自由権的基本権と言われる部分です。この自由権的基本権が土台なんです。この土台があつて、この社会権的基本権と言われる柱が立ちます。この土台が、実は職業選択の自由であつたり、教育の機会均等や、居住移転の自由とか、つまり前近代から近代に変わつた時に、最初に保障することによつて近代をス

タートさせるべく与えた権利です。権利と言いますか、まあ権利を与えるというのはおかしいですけれども、そういうものです。これが自由権的基本権。さらにこの土台の上に柱が立っていく。それは、思想信条の自由であるとか、これはずいぶん長い間抑圧をされました。集会結社の自由も、信教の自由も。戦前は土台も不完全だから、そういう柱も立たなかった。だから戦後、日本国憲法になって、ようやく土台として、フワーッとしたものができた。そしてその中に、フワーッとした柱が立てられているのが今の状況なんです。この土台を、いかに私たちがしつかりさせるか。それは人権というものを基底に置いた、個々具体的な人権の課題。つまり部落差別の課題、部落差別を解決する課題。女性差別、障害者差別、いろんな人権侵害を解決することを基底に据えた、土台にした行政なり教育なり、日常生活社会の共同生活なり、というものを作らなければならないのではなかろうか。それこそが、歴史に学び、人類の指向性を明らかにすることが可能になってくる唯一の方法だと、私は思っています。

